

一般貸切旅客自動車運送事業 法令試験問題

【注意事項】

1. 携帯電話やスマートフォン等の電子機器の電源はお切りください。
2. 試験開始の合図があるまで、問題用紙は開けないでください。
枚数は、表紙を含めて6枚あります。
3. 問題用紙に解答欄がありますので、問題用紙は持ち帰りません。
4. 試験開始の合図がありましたら、最初に「事業者名」「受験者名」「席番号」
を確実に記入してください。
5. 本問題中「事業者」と記載しているものは、「一般貸切旅客自動車運送事業者」
を指します。また、設問の文中には、法令条文の一部を省略しているものが
あります。
6. 試験中に、「過去問題を見る」等の禁止されている行為を確認した場合、
不合格扱いとします。
7. 試験開始後30分経過した段階で、途中退席についてのご案内をします。
解答が終わり途中退席を希望される方は、他の受験者の迷惑とならないよう
静かに退出して下さい。退出後はご帰宅いただいて構いません。
8. 試験結果につきましては、郵送にて通知致します。

関東運輸局

申請者名（事業者名）_____

記入者名（受験者名）_____

席 番 号	
-------------	--

I. 次の1. から15. までの文章で、正しいものには ○ 印を、そうでないものには × 印を
（ ）内に記入しなさい。

1. 事業者は、運賃又は料金を収受したときは、運賃又は料金の計算基礎を記載した領収証を発行し
なければならない。ただし、乗車券を発行したときは、この限りでない。

（運輸規則第10条）

（ ○ ）

2. 旅客自動車運送事業者は、旅客自動車運送適正化事業実施機関より、旅客からの当該事業者
に関する苦情について文書もしくは口頭による説明の求めがあった場合、正当な理由がなければ
これを拒むことは出来ない。

（道路運送法第43条の4）

（ ○ ）

3. 事業者は、旅客に対し、収受した運賃又は料金の割戻しをしてはならない。ただし、天災の場
合のみ、この限りではない。（道路運送法第10条）

（ × ）

4. 事業者は、法令及び告示の規定による運送引受書の写しを当該運送終了の日から三年間保存し
なければならない。（運輸規則第7条の2）

（ ○ ）

5. 旅客自動車運送事業者は、乗務員が事業用自動車の運行の安全の確保のために遵守すべき事項
及び乗務員の服務についての規律を定めなければならない。（運輸規則第41条）

（ ○ ）

6. 旅客自動車運送事業者は、整備管理者として新たに選任した者に地方運輸局長が行う研修を受けさせなければならない。(運輸規則第46条)
(○)
7. 事業者はその事業を廃止したときは、その日から三十日以内に届け出なければならない。
(道路運送法第38条)
(×)
8. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の使用の本拠ごとに、自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければならない。(運輸規則第47条)
(○)
9. 旅客自動車運送事業者は、試みの使用期間中の者(14日を超えて引き続き使用されるに至つた者を除く。)を事業用自動車の運転者として選任してはならない。(運輸規則第36条)
(○)
10. 一般旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が疾病により安全な運転ができないおそれがある状態で事業用自動車を運転することを防止するために必要な医学的知見に基づく措置を講じなければならない。(道路運送法第27条)
(○)
11. 事業者は、一般旅客自動車運送事業の運送約款に、運送の引受けに関する事項を定めなければならない。(道路運送法施行規則第12条)
(○)
12. 一般旅客自動車運送事業者は、その名義を他人に一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業のため利用させてはならない。(道路運送法第33条)
(○)
13. 旅客自動車運送事業を営もうとする者は、都道府県知事の登録を受けなければならない。
(道路運送法第4条)
(×)
14. 整備管理者は、自動車車庫を管理しなければならない。
(道路運送車両法施行規則第32条)
(○)
15. 事業用自動車の乗務員の休憩、仮眠又は睡眠のための施設を変更した場合、遅滞なく、届出なければならない。(道路運送法施行規則第66条)
(○)

II. 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に定める一般乗用旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等に関する次の文中、() 内に入る字句として正しいものを下欄から選び、() 内に記号を記入しなさい。

(自動車運転者の労働時間等の改善のための基準)

- ・1日の休息期間は、勤務終了後、継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、継続(シ)を下回ってはならない。
- ・拘束時間は、4週間を平均し1週間当たり原則として(ア)を超えないものとする。ただし、貸切バスを運行する営業所において運転の業務に従事する者等については、労使協定があるときは、52週間のうち24週間までは、52週間の総拘束時間が3,400時間を超えない範囲内において、4週平均1週の拘束時間を(オ)まで延長することができる。
- ・一日についての拘束時間は、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は、(キ)とすること。
- ・連続運転時間は(サ)を超えないものとする。

ア. 65時間	イ. 20時間	ウ. 16時間	エ. 3時間	オ. 68時間
カ. 13時間	キ. 15時間	ク. 71.5時間	ケ. 12時間	コ. 8時間
サ. 4時間	シ. 9時間	ス. 100時間	セ. 30分	ソ. 144時間

III. 旅客自動車運送事業者の従業員に対する指導監督に関する次の文中、() 内に入る字句として正しいものを下欄から選び、() 内に記号を記入しなさい。

(運輸規則第38条)

- ・旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車の運転者に対し、国土交通大臣が(ケ)で定めるところにより、主として運行する路線又は営業区域の状態及びこれに対処することができる(ス)並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について適切な指導監督をしなければならない。この場合においては、その(オ)及び内容並びに指導監督を行った者及び受けた者を記録し、かつ、その記録を(キ)において(ア)保存しなければならない。

ア. 三年間	イ. 一年間	ウ. 経路	エ. 教育	オ. 日時、場所
カ. 報告	キ. 営業所	ク. 精神	ケ. 告示	コ. 電子媒体
サ. 車庫	シ. 基準	ス. 運転技術	セ. 通達	ソ. 指導監督

IV. 次の文中の（ ）の部分にあてはまる語句を 答. _____ の欄に記入しなさい。

1. 事業者は、旅客自動車運送事業（一般乗用旅客自動車運送事業を除く。）の輸送の安全に関する業務として、事業用自動車の点検及び整備の管理に関する業務に（ ）以上従事した者を安全統括管理者に選任できる。（運輸規則第47条の5）

答. 三年

2. 道路運送法における「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、（ ）で、自動車を使用して旅客を運送する事業である。（道路運送法第2条）

答. 有償

3. 旅客自動車運送事業者の従業員は、その職務に従事する場合は、輸送の安全及び旅客の（ ）を確保することに努めなければならない。（運輸規則第2条）

答. 利便

4. 自動車の使用者は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を（ ）に適合するように維持しなければならない。（道路運送車両法第47条）

答. 保安基準

5. 一般旅客自動車運送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置その他の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報を（ ）しなければならない。（道路運送法第29条の3）

答. 公表

V. 事業者は、事業用自動車の運転者ごとに乗務員台帳を作成し、これを運転者の属する営業所ごとに備えておかなければなりません。下記の中で乗務員台帳に記載が必要な事項には ○ 印を、そうでない事項には × 印を（ ）内に記入しなさい。

(運輸規則第37条第1項)

- ① 運転者の性別 (×)
- ② 雇入れの年月日及び運転者に選任された年月日 (○)
- ③ 運転者の健康状態 (○)
- ④ 適性診断の受診状況 (○)
- ⑤ 運転者の勤務形態 (×)

VI. 「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」における経営トップの責務に関する次の文中、（ ）内に入る字句として正しいものを下欄から選び、（ ）内に記号を記入しなさい。

(運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン)

- ・経営トップは、輸送の安全の確保のため、次に掲げる事項について、主体的に関与し、事業者組織全体の安全管理体制を構築・改善するとともに、顕在化が進む人材不足に起因する社員・職員等の高齢化及び厳しい経営状況に起因する老朽化した輸送施設等の使用から生じる安全上の課題並びに社会的要請が高まっている自然災害、テロ、感染症等への備えと対応が重要であることを認識し、適切に運営する。

- ① 安全最優先の原則と (サ) を徹底する。
- ② (ク) を策定する。
- ③ (ア)、その他経営管理部門で安全管理に従事する者（以下「安全統括管理者等」という。）に指示するなどして、安全重点施策を策定する。
- ④ 安全統括管理者等に指示するなどして、重大な事故、自然災害、テロ、感染症等への (ウ) を実施する。
- ⑤ 安全管理体制を構築・改善するために、かつ、輸送の安全を確保するために、安全統括管理者等に指示するなどして、必要な要員、情報、輸送施設等が使用できるようにする。
- ⑥ (カ) を実施する。

ア. 安全統括管理者	イ. 運行管理者	ウ. 備えと対応	エ. 回避	オ. 執行役員
カ. マネジメントレビュー	キ. 安全最優先	ク. 安全方針	ケ. 経済力	コ. 緊急避難
サ. 関係法令等の遵守	シ. 安全重点施策	ス. 事故防止策	セ. 配慮	ソ. 内部監査